

機械（精密機械を除く）器具製造業における旋盤を起因物とする死傷災害発生事例（2017年）

2017年発生月	時間	死傷災害発生事例	年齢	労働者規模
1	18～19	作業場において、旋盤で作業中に回転しているチャックに左手の中指と人差し指があたってしまい、指2本を負傷した。	33～49	30
3	13～14	工場内で、自分専用の旋盤に製品を取り付け、ネジ部のバリをペーパーで取る作業をやり始めたときに回転方向に手が取られ、ペーパーを飛ばし、左手の平が直接ネジ部に触りケガをしてしまった。ネジ部の為、皮膚が肉と共に削れて無くなってしまった。通常はペーパーを板に付けてバリ取りを安全にするのだが、直接ペーパーを手にして加工をした事が、ケガにつながった。	56～9	1～9
3	16～17	工場内にて旋盤でサンドペーパーをかけているとき、右手が巻き込まれた。	70～29	10
3	7～8	工場内で、毎日ベアリング旋削加工用の機械の暖機運転を行っているが、誤って機械本体と製品切削用バイトの間に手を持って行き、右手中指を挟み、骨折した。	28～29	10
5	8～9	自社工場内NC旋盤で、ボルトねじ切り仕上げ加工前の表面が粗かったため、ペーパー（＃150）で、磨き処理をしていたところ、ペーパーが品物に巻き込まれ、ペーパーを持っていた右手が引っ張られて品物にぶつかり、右指を損傷する。	49～29	10
5	12～13	第一工場にて、治具作りの為、汎用旋盤で丸棒を帯状の布ヤスリで作業中、一旦加工機より離れ他の用で着用した軍手を着けたまま作業を再開した為、回転している丸棒と布ヤスリに軍手が巻き込まれ両腕を負傷した。	67～29	10

5	17~ 18	工場内にて旋盤機を使用して金属加工を行っていたとき、作業途中にペーパーを使用して手作業で仕上げ作業を行っていた際、誤って回転している部分に左手先端部分及び右手先端部分が巻き込まれた（手袋着用）。	30	10 ~ 29
5	17~ 18	パワーマスターを操作中、加工終了時に刃物台が原点に戻る時、センターと刃物台の間に足が挟まった。	23	10 ~ 29
6	15~ 16	会社作業場内において、旋盤上の切りくずを取り除こうとしたところ、旋盤からはみ出した状態で引っかかっていた非常に細くて長い（直径0.05mm）切りくずに左手の人差し指を引っかけてしまい、切り傷を負った。	36	1~ 9
6	14~ 15	旋盤と棒グラインダーを使用して、センターの先端を研磨していたところ、砥石が割れて飛散し、その一つが左腕に当たり損傷した。（床上作業で、ヘルメット、安全靴を着用していた。）	68	50 ~ 99
6	14~ 15	被災者は、給材機付NC旋盤を使用していた。受注した空圧制御の部品シャット（φ10×93.5）の成型加工中、被加工材と刃物との間に切削屑が絡まった為、除去すべく備え付けのカギ爪付棒で掻き出そうとしたが上手くいかず、軍手着用のまま全停止（非常停止）ボタンを押すところを、オプションストップボタンを押してしまった。被災者は勘違いし、機械は全停止するものと思い、右手をその間に差し入れ、当該切削屑をつまみ出そうとした時に機械が再稼働し、右手示指DIP関節部を巻き込まれて受傷したものである。	55	30 ~ 49
6	11~ 12	本社工場1階で、旋盤加工の作業中に、誤って右手親指が回転部に接触した際、右手親指を創傷した。	30	50 ~ 99
6	16~ 17	作業中、同僚が探している刃物を一緒に探そうと思い、作業を中断して動こうとした時に勢い余って、操作盤のレバーで手首を強打し負傷した。	63	300 ~ 499
7	17~18	本社工場内にて加工前の準備作業として、材料である鉄の丸棒の皮むき（錆取りなどの表面をきれいにすること）を旋盤を使用し丸棒を回転させながら行っていた際に、作業済みの表面部分に気になるところがあり、手袋をした状態で触れたところ	68	30 ~

		ろ、残っていた表面の凹凸に手袋が引っ掛かってしまい、慌てて手袋から手を引き抜こうとした際に強い負荷がかかり負傷したものである。		49
7	12~13	工場内で旋盤にてスクリー軸の仕上げ加工をしている時にスクリー部分で右手を叩いてしまい右手中指を骨折・腱を負傷してしまった。	67	10 ~ 29
7	20~21	工場内において、マシニングセンター内でテレスコカバーに乗り治具を取り付けていたところ、バランスを崩し滑って転倒（転落）した際、右手第四指を負傷したものの。	38	50 ~ 99
7	11~12	立旋盤機のテーブルの上で機械を止めて段取りを変える時、降りようとしたところ、手が滑って落ちそうになり、右足で落ちないように踏ん張った。その際右足のひざ内側の筋を痛めた。	38	10 ~ 29
7	8~9	製作工場内において、汎用旋盤を使用して、製品（φ30×60L）をチャッキングし布ヤスリ掛け作業中軍手を着用していたため、軍手が布ヤスリ及びチャックに絡まり人差し指が巻きこまれ、爪部から上を損傷。	68	10 ~ 29
7	14~15	当工場内で金属製ねじを汎用旋盤で加工する作業中、機材を動かしたままねじに付いた削りくずを布で拭きとろうとした際、布と右手の小指が機械に巻き込まれて切断し、救急車で搬送された。（内径ネジに巻き込まれてちぎれてしまった。）	27	50 ~ 99
7	11~12	旋盤作業中、左手を機械に巻き込まれて、手首を損傷した。	31	1~ 9
9	14~15	旋盤装置においてロールの加工作業中、回転する加工品に付着した切粉に、右腕を巻き込まれ、右手前腕部で裂断した。	40	30 ~ 49
10	13~14	社内の旋盤にて、ローラーの軸をペーパー加工中、誤って巻き込まれ右指、左手首を負傷した。	34	10 ~ 29
10	9~	当社機械加工場、旋盤にて部品加工中、旋盤にシャフトをセットし、サンドペーパーで磨く時にサンドペーパーの長さが20cm（不安全段取）ほどあったため、	47	10 ~

	10	ペーパーが巻き込まれ、同時に手も一緒に巻き込まれてしまい、左示指、左手・前腕部を負傷した。		29
10	14～ 15	長尺旋盤でステンレスロールφ130×3mの軸受け部を、バイトで切削し、より精密に仕上げ加工を行うため、軸受け部の軸ハメアイ公差に研磨代0.02をつけて加工後、布ヤスリペーパーを使い工作物を回転させて指で掴み、公差内にする作業をしていた時にペーパーが工作物にくいつき、手袋をしていた指もろとも巻きこまれてしまった。	63	10 ～ 29
10	13～ 14	軸受部品を作る機械（単能機）でバイト（切削刃）を交換する際、本来は停止ボタンを押してから作業する決まりになっていたのだが、それを怠り作業していた。加工した品物が通過センサーを通ると、また機械が動くのだが、停止ボタンを押さずに作業したため、センサーに肘が当たり機械が動き指を挟まれた。	59	30 ～ 49

出典：[https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen\\_pgm/SHISYO\\_FND.aspx](https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.aspx)(職場のあんぜんサイト)

Return to：[https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206\\_11.html](https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_11.html)